

空家等管理活用支援法人の募集について

山形市では、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定する法人を募集します。

1 概要

(1) 指定期間

指定の日から起算して3年を超えない範囲で、市長が定める期間

(2) 業務内容

法第24条で定める業務

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

2 募集要件

(1) 指定の要件

この募集に応募できる者は、山形市空家等管理活用支援法人の指定等に関する取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 法第25条第3項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から2年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員等
- (5) 支援法人として行おうとする業務の内容が、業務として適切なものであること。
- (6) 人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (8) 本市の区域内に本店、支店その他の営業所又は事務所のいずれかを有すること。
- (9) 指定の申請の内容が、山形市空家等対策基本計画に即していると認められること。
- (10) 第1号に規定するいずれかの法人として、本市と連携して空家等の管理、活用等に関する活動を行った実績があると認められること。

- (11) 国税及び山形市税の滞納がないこと。
 (12) 不正の行為、法令に反する事実又は公益に反する事実がないこと。

(2) 募集期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)まで

3 応募方法

この募集に応募する者は、山形市空家等管理活用支援法人指定申請書に以下の書類を添えて山形市に提出すること。(※の書類は申請書提出日から遡り3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。)

提出書類	様式等	提出部数
・定款	任意様式	1部
・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※	写し可	1部
・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	写し可	1部
・法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面	任意様式	1部
・前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	任意様式	1部
・当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	任意様式	1部
・これまでの空家等の管理、活用等に関する活動実績を記載した書面	任意様式	1部
・法第24条各号に規定する業務の実施に関する計画書	任意様式	1部
・納税証明書(国税:その3の3、山形市税:法人納税証明書)※	写し可	各1部
・業務に関し参考となる書類(提出は任意)	任意様式	1部

4 留意事項

申請にあたっては、法及び「山形市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」を参照すること。

5 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

6 提出方法

山形市まちづくり政策部住宅政策課に持参又はメールにて提出

◇住宅政策課メールアドレス jutaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

7 問い合わせ先

山形市まちづくり政策部住宅政策課

TEL:023-641-1212(内線471) FAX:023-624-9902

E-mail:jutaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

